

第 4 回 都 市 基 盤 整 備 債 券
発 行 项 目

1. 債券の名称 第4回都市基盤整備債券
2. 債券の総額 金300億円
3. 各債券の金額 1000万円及び1億円の2種とする。
4. 債券の形式 無記名式利札付に限るものとし、その分割又は併合はしない。
5. 利率 年1.36パーセント
6. 発行価額 額面100円につき金99円95銭
7. 儿還金額 額面100円につき金100円
8. 儿還の方法及び期限
 - (1) 本債券の元金は、平成24年12月20日にその総額を償還する。
 - (2) 儿還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。
 - (3) 本債券の買入消却は、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。
9. 利息支払の方法及び期限
 - (1) 本債券の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれをつけ、毎年6月20日及び12月20日の2回に、各その日までの前半箇年分を支払う。
 - (2) 半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもってこれを計算する。
 - (3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。
 - (4) 儿還期日後は、利息をつけない。
10. 元利金支払場所
株式会社みずほコーポレート銀行本店及び国内各営業部
日興ソロモン・スミス・バーニー証券会社東京支店
大和証券エスエムビーシー株式会社本店
みずほ証券株式会社本店
11. 担保
本債券の債権者は、都市基盤整備公団法の定めるところにより、都市基盤整備公団（以下「公団」という。）の財産について、他の債権者に先だって自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
12. 募集の受託会社
 - (1) 本債券に関する募集の受託会社（以下「募集の受託会社」という。）は、株式会社みずほコーポレート銀行とする。
 - (2) 募集の受託会社は、本債券の債権者のために本債券に基づく支払の弁済を受け、又は本債券の債権者の権利の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する。
 - (3) 本債券の債権者は、公団と募集の受託会社との間の平成14年11月27日付第4回都市基盤整備債券募集委託契約証書に定める募集の受託会社の権限及び義務に関するすべての規定の利益を享受することができる。
13. 期限の利益喪失に関する特約
公団は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本債券について期限の利益を失う。
 - (1) 公団が第8項又は第9項の規定に違背し、5営業日以内に履行又は治癒されないと。
 - (2) 公団が発行する本債券以外の債券及びその他の借入金債務について期限の利益を喪失し、又は期限が到来したにもかかわらず5営業日以内にその弁済をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が30億円を超えない場合は、この限りでない。
 - (3) 公団が解散することを定める法令及び解散の期日を定める法令が公布され、かつ、公団の解散期日の1箇月前までに、本債券の債務の総額について他の法人に承

- 繼されることを定める法令が公布されていないとき。
- (4) 法令若しくは裁判所の決定により、公団又は公団が解散して本債券の債務を承継した法人に対して、株式会社における会社更生、会社整理、特別清算その他これらに準ずる倒産処理手続に相当する手続が開始されたとき。
14. 期限の利益喪失の公告
前項の規定により公団が本債券について期限の利益を喪失したときは、募集の受託会社はその旨を第18項(2)に定める方法により公告する。
15. 債券の喪失等
 - (1) 本債券の債券を喪失した者が、その種類、記番号及び喪失の事由等を公団に届け出て、かつ、公示催告の手続をし、その無効宣言があった後、除権判決の確定謄本を添えて請求した場合は、公団は、代り債券をその者に交付することができる。
 - (2) 本債券の利札を喪失した場合は、代り利札はこれを交付しない。ただし、前号に準じて公示催告の手続をし、その無効宣言があった後、除権判決の確定謄本を添えて請求した場合は、支払期日が到来したものに対してはその利息を支払う。
 - (3) 本債券の債券をき損又は汚染した場合は、その債券と引換えに代り債券の交付を請求することができる。ただし、真偽の鑑別が困難なときは喪失の例による。
16. 代り債券の交付の費用
公団は、代り債券を交付する場合は、これに要した費用を徴収する。本債券の登録を抹消して債券の交付の請求があつた場合もまた同様とする。
17. 欠缺利札の取扱
 - (1) 儿還のために提出される本債券の債券で、その償還の日以降に支払期日の到来する利札に欠缺したものがあるときは、償還金額からその利札面金額に相当する金額を控除してその残額を支払う。
 - (2) 前号の利札の所持人は、第10項に定める元利金支払場所にこれを提出して、その利札と引換えに利札面金額に相当する金額の支払を請求することができる。
18. 公告の方法
 - (1) 公団は、本債券に関し、本債券の債権者の利害に關係を有する事項であつて、募集の受託会社が債権者にこれを通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。
 - (2) 本債券につき公告の必要が生じた場合は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、官報並びに東京都及び大阪市で発行される各1種以上の新聞紙にこれを掲載することにより行う。
19. 債券原簿の公示
公団は、その本社に債券原簿を備え置き、その営業時間中、一般的閲覧に供する。
20. 本債券の債権者集会
 - (1) 本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）は、本債券総額につきなす支払の猶予その他本債券の債権者の利害に重大なる關係を有する事項につき決議をなすことができる。
 - (2) 債権者集会は、東京都において行う。
 - (3) 債権者集会は、公団又は募集の受託会社がこれを招集するものとし、会日より少なくとも3週間前に債権者集会を開く旨及び会議の目的たる事項を公告する。
 - (4) 本債券総額の10分の1以上に当たる債権者は、その保有する本債券（又は登録内容証明書）並びに会議の

目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を募集の受託会社に提出したうえ、債権者集会の招集を請求することができる。

- (5) 債権者集会においては、債権者は、募集の受託会社に提出した本債券（又は登録内容証明書）につき、額面1000万円につき1個の議決権を有するものとする。ただし、当該集会の会日の1週間前までに本債券（又は登録内容証明書）を募集の受託会社に提出しなければならない。
- (6) 債権者集会の決議は、本債券総額の過半数に当たる債権者が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多數をもってこれをなす。ただし、以下のいずれかに該当する決議をなすことはできないものとし、これらに該当する決議がなされた場合、かかる決議は効力を有しない。
 - ① 債権者集会の招集の手続又はその決議の方法が法令又は本要項の定めに違反するとき
 - ② 決議が不当の方法によって成立したとき
 - ③ 決議が著しく不公正などき
 - ④ 決議が本債券の債権者の一般の利益に反するとき
- (7) 本債券の債権者は、本人又はその代理人によって、債権者集会に出席することができる。本人又はその代理人が当該集会に出席しない本債券の債権者は、募集の受託会社が定めるところにしたがい、書面をもって議決権行使することができる。
- (8) 公団は、その代表者を当該集会に出席させ又は書面をもって、意見を述べることができる。
- (9) 債権者集会の決議は、本債券のすべての債権者に対し効力を有するものとし、その執行は募集の受託会社があたるものとする。
- (10) 本項(4)乃至(6)の規定は、公団の所有する本債券については、これを除外する。
- (11) 本項の手続に要する合理的な費用は公団の負担とする。

21. 募集の受託会社への事業概況等の報告

- (1) 公団は、毎年、事業の概況、決算の概況等が記載された書類を募集の受託会社に提出する。
- (2) 募集の受託会社は、本債券の債権者の利益保護のために必要と認める場合は、法令又は契約その他の定めに反しない範囲において、公団に対し、その事業及び財産の状況を知るために必要な書類の提出を請求することができます。

22. 申込期日 平成14年11月27日

23. 募集及び募入方法

本債券は一般募集し、応募超過の場合は、第25項の引受並びに募集の取扱会社の事務幹事会社が適宜募入額を定める。

24. 払込期日 平成14年12月20日

25. 引受並びに募集の取扱会社

日興ソロモン・スミス・バーニー証券会社

（代表・事務幹事会社）

大和証券エスエムビーシー株式会社（代表）

みずほ証券株式会社（代表）

26. 登録機関 株式会社みずほコーポレート銀行

27. 新証券コード J P 3 6 2 6 0 0 A 2 C 7